

新潟・帝京長岡高校・不当労働行為事件

吉田^{さん}の解雇は無効

新潟地裁
長岡支部

吉田大教諭が労働組合の組合員だと知った帝京長岡高校がパワーハラ等をおこなない、中央労働委員会から和解勧告を受けると勧告を拒否し、解雇通知をおこなったことに対して、地位保全の仮処分を求めていた裁判で9月18日、新潟地裁長岡支部は、解雇を無効とし、賃金の仮払いを命ずる決定を出しました。